

令和2年10月（第10回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年10月12日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員（14名）

1番	荒川 忠一（筆頭代理）	2番	齊藤 保（次席代理）
3番	内田 一正	4番	松野 隆
5番	富嶋 雄治	6番	渡邊 久則
7番	松本 功	8番	上村 直嗣
9番	中村 光博	10番	中川 恭一
11番	渡邊 義幸	12番	坂田 俊明
13番	坂田 成喜	14番	岩村 久雄（会長）

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約について
日程第4	報告第3号 許可不要転用届について
日程第5	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第6	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第7	議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について
日程第8	議案第4号 農用地利用集積計画（中間管理機構分）について
日程第9	議案第5号 農用地利用分配計画（案）（中間管理機構分）について
日程第10	令和2年（2020年） 第11回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主 査	奥村 敬介	主 事	上村 洸二

6. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和2年第10回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員14名全員出席でございますので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

まず、日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。3番内田一正委員、11番渡邊義幸委員にお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

使用貸借権設定の部が2件でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権及び使用貸借権の合意解約についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。
まず、賃貸借の部4件でございます。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。
次に、使用貸借の部20件でございます。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の使用貸借権の合意解約の報告とします。
次に、農地中間管理事業の解約でございます。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地中間管理事業の解約の報告とします。
次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届についてご報告申し上げます。
事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。
何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。

次に、日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

権利取得者が農家の部でございます。番号1番につきましては、4番松野隆委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(4番委員)

調査報告いたします。

10月8日に代理人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター等を所有されており、問題ありません。

農作業に従事につきましては、本人が経験年数30年、年間250日となっております。

取得後の農地の面積については、1,317㎡ですが、申請地は開発区域内にある残地で譲受人の農地と一体として利用しなければ利用することが困難な農地となるので、特例規定により問題ないかと思えます。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際、区役等に積極的に参加することによって伺っているので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を宜しく願いいたします。

(議長)

只今、番号1番について松野隆委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

番号2番につきましては、8番上村直嗣委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(8番委員)

調査報告いたします。

10月5日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では耕うん機、トラクター、コンバイン等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物は水稻、麦、大豆で、申請地には大豆を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数7年、年間180日、妻が経験年数7年、年間200日となっております。

取得後の農地の面積については、15,103㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、聞き取り調査の際、区役等に積極的に参加するとのことで伺っているので、問題ないかと思えます。

以上により全て条件に該当すると思えますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、番号2番について上村直嗣委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に権利所得者が農地所有適格法人の部でございまして。

つきましては、農地所有適格法人の認定についても併せてご審議いただきたいと思っております。

本案につきましては、5番富嶋雄治委員に調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(5番委員)

調査報告いたします。

本案件は、申請人である法人が農地所有適格法人の認定を受けたうえで、農地法第3条により農地の所有権移転を行うものです。

10月4日に申請人の法人の関係者に聞き取り調査を行いました。

まず、農地所有適格法人の認定の要件について、報告いたします。

法人の形態についてですが、申請人の法人は「特例有限会社」であり、法律上は「株式会社」として扱われるため、要件を満たしています。

次に、事業の要件ですが、会社の事業目的は「農畜産物の製造・加工、貯蔵、運搬、販売」等となっております、農業が主な事業となっておりますので、要件を満たしています。

次に、議決権要件についてですが、会社の議決権となる株式の過半以上を農業関係者が保有しているかについては、発行済みの株式全部を申請人である法人の取締役が保有していることから、要件を満たしています。

最後に役員要件についてですが、法人の役員は取締役1名となっております、かつ農業常時従事者であるため、要件を満たしています。

以上、農地所有適格法人の認定要件は全部満たしているかと思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)

只今、農地所有適格法人の認定について富嶋雄治委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いします。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、農地所有適格法人として認定することに決定いたします。

続きまして、所有権移転についても5番富嶋雄治委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(5番委員)

続きまして、農地法第3条について調査報告いたします。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、耕うん機等を所有されており、問題ありません。

主に生産される作物はキャベツ、じゃがいも、人参で、申請地には人参を作付するとの事です。

取得後の農地の面積については、23,262㎡で問題ないと思います。

地域との調和につきましては、農道の草刈り等を積極的に行い地域農業の発展に寄与するとのことで伺っているので、問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しく願います。

(議長)

只今、所有権移転について富嶋雄治委員より補足説明いただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本件の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているため、適格者と認め許可することに決定をいたします。

続きまして、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。
番号1番につきましては12番坂田俊明委員に調査を頂いております。
補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

9月30日に坂上推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。
今回の申請は、申請者が個人住宅を整備する案件でございます。
転用許可基準について申し上げます。
まず立地基準についてですが、申請地は第3種農地であり、転用の見込みは
あると思われまます。
続きまして、一般基準について申し上げます。
資力、信用については、特に問題ありません。
許可後は速やかに工事に着工するそうです。
申請地の開発許可の見込みもあります。
譲渡人所有の南側宅地と一体的に利用するため見込みもあります。
規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。
周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。
以上です。
委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農業委員会分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件を権利の種類毎にご審議いただきたいと思います。

まず、番号8番、68番、132番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号8番、68番、132番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、番号４０番から４４番、番号１２１番から１２６番につきましても議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号４０番から４４番、番号１２１番から１２６番についてご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、番号６４番につきましても議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号６４番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、番号128番につきましても議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、番号128番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思っております。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に賃借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に使用貸借権設定の部でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に使用貸借権設定の部 設定を受ける者が農地所有適格法人以外の法人でございます。

本件につきましてのご意見、ご質疑等はございますか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(中間管理機構分)について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件を権利の種類毎にご審議いただきたいと思います。

まず、賃借権設定の部でございますが、番号25番につきまして議事参与の制限に該当しますので、議事進行を荒川筆頭代理に交代し、退室します。

《会長退室》

(1番委員)

会長に代わり、議事を進行します。さっそく審議に入ります。

賃借権設定の部 番号25番について、ご審議をお願いいたします。

本件について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(1番委員)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(1番委員)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

では会長の入室をお願いします。

《会長入室》

(議長)

続きますして、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思ひます。

本件につひますしてのご意見、ご質疑等はござひますか。
よろしゅうござひますか。

(委員一同)

はひ

(議長)

それでは、採決をいたひます。
賛成の方の挙手をお願ひしたいと思ひます。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということござひまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたひます。
次に所有権移転の部ござひます。
番号1番につひますして12番坂田俊明委員に調査を頂ひております。
補足説明お願ひします。

(12番委員)

報告いたひます。

9月23日に譲受人と熊本県農業公社、坂上推進委員、農業委員会事務局の立ち会ひのもと農地売買の「あっせん会議」をいたひましたのでご報告いたひます。

譲受人は、米・麦・大豆を中心に農業経営を行っており、耕作面積は約10町で、益城町の認定農業者でもあります。

今回の申請地は、譲受人が借り入れて耕作していた農地ということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の1町6反以上耕作されているので、問題はないと思われまひます。

委員の皆様のご審議宜しくお願ひ致ひまひます。

(議長)

只今、番号1番について坂田俊明委員より補足説明をいたひきました。
本件について、何かご意見、ご質疑等はござひませんか。
よろしゅうござひますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に番号2番についても12番坂田俊明委員に調査を頂いております。

補足説明をお願いします。

(12番委員)

報告いたします。

9月23日に譲受人と熊本県農業公社、坂上推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと農地売買の「あっせん会議」をいたしましたのでご報告いたします。

譲受人は、米及び大豆を中心に農業経営を行っており、耕作面積は約4町6反で、益城町の認定農業者でもあります。

今回の申請地は、譲受人が借り入れて耕作していた農地ということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の1町6反以上耕作されているので、問題はないと思われます。

委員の皆様のご審議宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号2番について坂田俊明委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に番号3番につきましては、5番富嶋雄治委員に調査を頂いております。補足説明をお願いします。

(5番委員)

報告いたします。

9月17日に譲受人と熊本県農業公社、上田推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと農地売買の「あっせん会議」が行われましたのでご報告いたします。

譲受人は、米・西瓜・カブを中心に農業経営を行っており、耕作面積は約2町5反で益城町の認定農業者でもあります。

今回の申請地は、譲受人が借り入れて耕作していた農地ということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の1町6反以上耕作されているので、問題はないと思われます。

委員の皆様のご審議宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号3番について富嶋雄治委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基

本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第5号説明》

（議長）

只今、議案第5号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本件につきましては原案のとおり決定いたします。

次に、日程第10 令和2年第11回委員会の日時について申し上げます。次回は11月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいていただきたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を荒川筆頭代理をお願いしたいと思います。

（1番委員）

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年10月12日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員